

## 取引条件

NOTE: If the Supplier is located outside Japan, the terms and conditions listed at [https://www.agilent.com/supplier/po\\_terms\\_A3.shtml](https://www.agilent.com/supplier/po_terms_A3.shtml) as of the date appearing on the face of this purchase order shall apply to this purchase order. If the Supplier is located in Japan, the terms and conditions listed below in Japanese shall apply to this purchase order.

## 1. 契約

- 1.1 **当事者** 本書は、本書及び本書に付属する書類（仕様書を含む）（あわせて「本注文書」）と共に、本書で「仕入先」として特定する当事者（「本売主」）と「請求先」として特定する当事者（「当社」）の間の合意内容を示す。
- 1.2 **優先関係** 本注文書と両当事者間の他の合意文書との間に矛盾がある場合で、それらが同一製品又はサービスを対象としていることが明確なときは、その矛盾の範囲に限り、かかる合意文書の条件を優先する。本書及び仕様書間に矛盾がある場合は、仕様書の定めを優先する。上記にかかわらず、本注文書は、請求書に記載されたものなどを含む、本売主によって提案されたあらゆる異なる条件又は追加された条件に優先する。
- 1.3 **変更** 本注文書のいかなる変更も、各当事者の正当な権限を有する代表者が署名又は記名捺印した書面による場合を除き、拘束力を生じない。

## 2. 価格及び支払い

- 2.1 **価格** 本売主は、本注文書に示す製品（「本製品」）又はサービス（「本サービス」）を、指定の価格で当社に販売する。当社が提供するあらゆる予測は本売主への便宜として提供するものであり、当社による約定ではない。別段の定めがある場合を除き、価格には該当する運送料などは含まれない。
- 2.2 **支払い** 本書で別途示す場合を除き、当社は、関連した本製品又は本サービスを受領した月の翌月末日までに、現金（本売主の指定する銀行口座に振込み）にて本売主に支払う。
- 2.3 **受領とみなされないこと** 当社による支払は、本製品又は本サービスの受領とみなされるものではなく、更に、かかる本製品もしくは本サービスを検査する又はあらゆる利用可能な救済を申請する当社の権利を損なうものでもない。

## 3. 出荷及び引渡し

- 3.1 **出荷条件** 本売主は、本書で当社が特定した引渡日（「本引渡日」）を遵守の上で本製品を出荷する。本売主は、通常とは異なる方法で出荷する場合、それにより生じる運送費用の増加分を負担する。本製品の所有権及び損失もしくは損害の危険負担は、本書に示した出荷先住所地にて本製品が引渡された時点で、本売主から当社へ移転する。
  - 3.2 **費用** 本注文書に別段の規定がある場合を除き、本売主は全ての出荷及び輸送にかかる費用を負担する。本売主は、本製品の取扱い、梱包、包装、荷積み、及び指定された運送業者への引渡し、並びに運送業者の輸送車両への本製品の積込に関する全ての費用を負担する。
  - 3.3 **梱包** 本売主は、適正な商慣習、当社の仕様書、行政規則（化学製品及び有害物質に適用されるものを含む）並びに他の適用要件に従い、本製品が損失又は損害を受けないよう本製品を取り扱い、梱包・包装する。本売主は、再生された又は再利用可能な包装材料を使用し、可能な場合はいつでも包装材料の種類の数を最小限に抑える。更に本売主は、包装のリサイクル、再利用及び返却に関する全ての適用要件を遵守すると共に、要請に応じて、本売主がこれらを遵守していることに関する情報又は証拠書類を当社へ提出する。本売主はそれぞれの積荷に、a) 本注文書番号、b) 当社の部品番号、c) 出荷数量及び d) 本引渡日を記載した梱包リストを含める。梱包リストの情報は、本売主の請求書の情報と一致しなければならない。
  - 3.4 **不履行の見込み** 本売主が本引渡日を遵守できない場合は本注文書に対する違反とみなす。本売主は、本引渡日の遵守のため、本製品の出荷又は本サービスの提供に関して予想されるあらゆる問題を適時に当社に通知する。本製品の一部が本引渡日に間に合う場合、当社が出荷日程の変更を指示しない限り、本売主はかかる発送可能な本製品を出荷する。本引渡日の時点で本サービスの一部を実施可能な場合、当社が実施日程の変更を指示しない限り、本売主はかかる提供可能な本サービスを実施する。部分的な引渡しは出荷遅延であり、全ての本製品及び本サービスが出荷された時点で完了したとみなされる。上記にかかわらず、本引渡日を遵守する適時の本製品の出荷又は本サービスの提供に関して予想される問題が本売主から通知された場合、当社は、いかなる費用も責任も負担することなく、かかる本注文書及び後続して生じた注文書を解除する権利を留保する。
  - 3.5 **運配** 本売主が適時に本製品を出荷できないために、通常の輸送方法では本売主が本引渡日を遵守できなくなった場合、本売主は、空輸など当社が容認可能な他の手段によって本製品を出荷し、その結果生じる運送費用の増加分を負担する。
  - 3.6 **早起** 本引渡日より実働日で3日又はそれ以上前に当社が製品を受け取った場合、当社はその本製品を返送するか、又はその本引渡日まで、かかる本製品に関する請求書の処理を延期することができる。
  - 3.7 **本不適合製品** 本売主は、a) 全ての本不適合製品（第7条第1項にて定義）、過剰に出荷された本製品及び当社から本売主へ返送される早期出荷された本製品の返却、並びに b) 修理、取替及び何らかの加工を済ませた全ての本製品の売主から当社への出荷に付随する、輸送費用を含む、全ての危険負担及び費用について責任を負う。
4. **再委託**
    - 4.1 本売主は、当社の事前の書面による承諾なく、本サービスの全部又は一部を第三者に行わせることはできない。
    - 4.2 前項により本売主が第三者への再委託を行う場合、本売主は当社に対し再委託者の行為について全責任を負う。
  5. **変更**

- 5.1 **変更又は取消し** 当社は、いかなる費用も責任も負わず、本注文書のあらゆる部分（例：本引渡日、納入場所、発注個数など）を変更又は取り消すことができる。ただし、当社は、a) 特別注文された本製品又は本サービス（例：当社の設計又は仕様に従い独占的に供給されるものなど）については、本引渡日より暦日で30日以上前に、また b) その他の全ての本製品又は本サービスについては、出荷前のあらゆる時点において、本売主へ通知しなければならない。上記にかかわらず、本注文書に係る取引に下請代金支払遅延等防止法の適用があるときは、両当事者が書面で合意のうえで、当社は本注文書の変更又は取り消しを行うことができる。
- 5.2 **実費** 上記に定めた期間以後に当社が本注文書のいずれかの部分を変更又は取り消す場合、当社は、商業上の合理的な軽減努力によって回避できない、結果的に本売主が負担するあらゆる費用について責任を負う。
- 5.3 **設計又は仕様変更** 当社は、いかなる費用も責任も負うことなく、本製品の出荷又は本サービスの受領前のあらゆる時点にて、本売主に対する通知により、当社の設計又は仕様を変更することができる。かかる変更が本製品又は本サービスの価格又は引渡しの日程に直接的な影響を及ぼす場合は、それらの調整を行なうことができる。ただし、当社の通知から30日以内かつ本製品の出荷又は本サービスの提供より前に、本売主が書面で行なう調整を要求することを条件とし、更に当事者双方の正当な権限を有する代表者が署名又は記名捺印した書面によってかかる調整を行うことを条件とする。合理的かつ誠実に努力した結果、両当事者がかかる調整について合意できなかった場合、当社は、いかなる費用も責任も負うことなく、関連する全ての本製品及び本サービスに関する本注文書を解除することができる。上記にかかわらず、本注文書に係る取引に下請代金支払遅延等防止法の適用があるときは、両当事者が書面で合意のうえで、当社は当社の設計もしくは仕様の変更又は本注文書の解除を行うことができる。

- 5.4 **工程又は設計変更の禁止** 本売主は、当社の書面による事前の同意がない限り、本製品に影響を及ぼす工程又は設計の変更を一切行なってはならない。
6. **品質及び保証**
    - 6.1 **品質コントロール** 本売主は、a) 最新版の [Agilent Supplier Code of Conduct](#) 中の Quality の項、及び b) 本注文書で定めた又は他の方法により当社が提供したあらゆる仕様に従い、全ての本製品及び本サービスに関して客観的な品質プログラムを維持する。本売主は、要請に応じ、本売主の品質プログラム及び付属テスト証拠書類のコピーを当社へ提出する。
    - 6.2 **適合性、欠陥および担保** 本売主は、全ての本製品及び本サービスが a) 本注文書に記載もしくは言及された、又は本売主から提供された仕様書、設計規準、説明書、図面、サンプル及び他の要件に厳密に適合していること、b) 設計、原材料及び仕上がりにおいて欠陥がないこと、及び c) 所有権に対する先取特権、抵当権その他の請求権が一切ないことを保証する。
    - 6.3 **非侵害性保証** 本売主は、全ての本製品及び本サービスが第三者の特許、商標、著作権、営業秘密又は他の知的財産権を一切侵害しておらず、侵害するものではないことを保証する。
    - 6.4 **一般的保証条件** 本売主は、a) 当社による別段の指定又は承認がない限り、本製品が新品であり、使用済み又は再調整された部品又は原材料が含まれていないこと、b) 本製品は正規メーカーによって、又は正規メーカーのために製造されていること、c) 当社による別段の指定又は承認がない限り、本製品及び本サービスの成果に、いかなるフリーウェア、シェアウェア又はオープンソースのソフトウェアも使用又は組み込みがなされていないこと、及び d) 全ての本サービスが専門的な方法で実施されることを保証する。
    - 6.5 **保証期間** 適合、欠陥及び先取特権に関する本売主の保証は、i) 本売主の通常の保証期間、又は ii) 当社による本製品もしくは本サービスを受領した日から1年間のうち、いずれか長い方の期間に亘り効力を有する。本注文書に基づいて本売主が提供する他の全ての保証は、期間の制限なく存続する。
  7. **不適合製品及びサービス**
    - 7.1 **当社の選択権** 第13条に規定した救済方法に加え、いずれかの本製品又は本サービスに欠陥がある又は本注文書の要件に適合していない（以下それぞれ本不適合製品及び本不適合サービスという）場合、当社は、a) 本売主の費用で修理、取替もしくは再加工を行なうためその本不適合製品を返却する、b) 自らその不適合製品を修理して、合理的な修理費用を本売主に弁償してもらう、又は c) 本売主の費用で本サービスを再実施するよう本売主に要求することができる。
    - 7.2 **再履行の期限** 当社が本不適合製品を返却する場合、本売主は、当社から本不適合製品を受領後、実働日5日以内に修理、取替又は再加工を済ませた本不適合製品を返送する。当社が本不適合サービスの再実施を本売主に要求する場合、本売主は、本サービスが欠陥を伴っている、又は本注文書の要件に適合していないという通知を当社から受領後、実働日で5日以内にその本サービスを再実施する。第13条第1項に定めた是正期間は、本条の違反に対して1回に限り適用される。
    - 7.3 **適合製品の提供不能** 本売主が、本不適合製品を受領後実働日5日以内に修理、取替又は再加工を済ませた本製品を当社へ返送できない場合、当社はその本不適合製品を拒否することができ、本売主は当社が支払った全ての関連費用を当社へ返還する。当社が本不適合製品を拒否する場合、当社は、本注文書に基づく契約を解除すると共に、当社が適切であると判断する条件及び方法で代替製品を調達することができる。本売主は、要求があり次第、かかる代替製品の購入に際して当社が負担した全ての追加費用を当社へ支払う。
    - 7.4 **本サービスの提供不能** 本売主が当社からの通知を受領後実働日5日以内に本サービスを十分に再実施できない場合、当社は、本注文書に基づく契約を解除すると共に、当社が適切であると判断する条件及び方法で代替サービスを調達することができる。本売主は、要求があり次第、本サービスに関連して当社が負担した費用及びかかる代替サービスの購入に際して当社が負担した全ての追加費用を当社へ支払う。
  8. **ライセンス**

- 8.1 **ライセンスの付与** 本製品にソフトウェアが含まれる場合、本売主は当社に対し、社内使用のためのオブジェクトコードとして、又は当社製品に統合されたものとして、そのソフトウェアを使用、インポート、複製及び頒布することを許諾する、非独占的なロイヤルティ無償の世界的ライセンスを付与する。更に本売主は当社に対し、一般に市販されている形態にて購入された当該ソフトウェアのあらゆるコピーの使用、インポート、頒布及び販売の申込を許諾する、非独占的なロイヤルティ無償の世界的ライセンスを付与する。本製品に付属文書が含まれる場合、本売主は当社に対し、本売主から提供された全ての付属文書の使用、複製、頒布及び当社名義によりその派生的な文書などを作成することを許諾する、非独占的なロイヤルティ無償の世界的ライセンスを付与する。当社は、付属文書の全てのコピーに著作権表示を添付することを条件に、本売主の商標その他の出所表示なしにかかる付属文書を複製することができ、本売主はこれにより、かかる付属文書に関して適用される全ての著作権者人格権を行使しない。ソフトウェア及び付属文書に関するこれらの権利は、a) 当社の社内使用のために本製品を使用及び複製する第三者、並びに b) 第三者たる販売店にも及ぶ。
9. **補償、知的財産及び秘密情報**
  - 9.1 **本サービスの成果に係る知的財産** 本サービスの成果に係る知的財産につき以下のとおり定める。
    - a) 「知的財産」とは、登録の有無又は登録の可否を問わず、発明、実用新案、特許及び特許出願（分割、再発行、再審査、延長、継続その他の各種特許もしくは出願及び外国で出願もしくは登録されたものを含む）、意匠、著作物及び著作権（登録申請中のもの、派生もしくは隣接する権利、二次的著作物を含む）、回路配置利用権、商標（サービスマーク、立体商標、その他の営業主体もしくは商品、サービスを識別する標識を含む）、ドメイン名、製造方法その他の方法技術上のノウハウその他の営業秘密及び有形無形を問わない類似の専有的情報をいう。
    - b) 「既存の知的財産」とは、本注文書の履行に先立って又はこれと独立して創生された知的財産をいう。既存の知的財産に係る権利、権原及び利益の一切は、各当事者に留保されるものとする。本売主は、本売主が本注文書の履行を全うするのを可能ならしめるために必要な権利許諾などを受けずして、本注文書に関連して既存の知的財産を用いないものとする。当社は本売主に対して、専ら本売主が本注文書に基づく債務を履行するうえで必要な範囲で、本注文書に従って、当社から本売主へ提供された当社の既存の知的財産を使用及び複製することができる非独占的で譲渡不可能な実施権（再実施許諾権なし）を許諾する。
    - c) 本売主は、本サービスの成果に係る全世界の知的財産の一切を、当社の追加の費用なしに当社に譲渡することに合意し、かかる譲渡は取消不能とする。かかる譲渡には著作権法第27条及び第28条に定める権利を含み、本売主は、当社（当社より利用許諾又は権利譲渡を受けた第三者を含む）に対し、本サービスの成果に係る著作権者人格権を行使しないものとする。本売主は当社の費用負担の下、かかる譲渡を完全に有効なものとし、記録、届出、登記、登録（著作権法第77条を含む）などを行うために当社が本売主に合理的に要求する範囲で、文書を発行し、その他必要な協力及び手続きを行うものとする。
    - d) 本売主は、本注文書が合理的に企図するところに照らして、当社による本サービスの成果の完全なる享受及び商業的利用に必要な範囲において、本売主が保有する既存の知的財産に係る全世界の、実施料支払い無しの、取消不能、無期限、譲渡可能及び再実施許諾可能な非独占の実施権を当社に許諾する。
    - e) 本売主による保証に関する違反、第三者から申立てられた違反又は本注文書履行に際して本売主の作為もしくは不作為に起因又は関係しているあらゆる種類又は性質の主張、要求、損失、請求、手数料、対価、損害賠償、責任、費用、経費（弁護士費用を含む）、義務、訴訟原因、訴訟、権利侵害又は不法行為について、本売主は、当社並びにその関連会社、譲受人、下請契約者及び顧客を保護し、これらに補償をすると共に、損害を与えない。
  - 9.2 **侵害性のある本製品及び本サービス** 前項の救済措置に制限を設けることなく、第三者の特許権、商標権、著作権、営業秘密に関する権利その他の知的財産権に関する事実上又は主張されている侵害のために、当社による本製品の使用又は本サービスの受領が制限される（あわせて「本侵害製品」）場合、本売主は自己の費用で、当社が引き続きその本侵害製品を使用又は受領できる権利を取得するために最善を尽くす。それができない場合、本売主は自己の費用で、a) その本侵害製品を機能性を損なわない適切な非侵害製品もしくはサービスに取り替える、b) その本侵害製品を変更して侵害を生じないようにする、又は c) その本侵害製品の取替もしくは変更が不可能な場合は、その本侵害製品に対して当社が支払った全ての費用を全額払い戻すと共に、要求に応じて、あらゆる代替製品もしくはサービスの購入に際して当社が負担した全ての追加費用を当社に弁済する。
  - 9.3 **当社商標の除去** 当社による別段の指示又は承認がない限り、本売主は、当社により拒否もしくは返却された、又は当社へ販売もしくは出荷されなかった全ての本製品から、当社の名称及びあらゆる当社の商標、商用品、章章、部品番号、シンボル又は装飾的意匠を除去する。
  - 9.4 **秘密情報** 本注文書又は他の方法による当社の指示に基づき本製品又は本サービスの供給が要求される場合を除き、本売主は、当社のいかなる秘密情報も使用又は開示してはならない。秘密情報には、次の情報が含まれるが、これらに限定されない。当社が秘密として指定した全ての情報、当社の本製品に係るあらゆる情報やデータ（その発見、発明、研究、改善、開発、製造又は販売を含む）、当社の一般的事業活動に係るあらゆる情報やデータ（コスト、予測、利益、価格設定方法及びプロセスを含む）、当社の情報資産システム（「情報システム」（「コンピュータ」、ネットワーク及びボイスメールが含まれるがこれらに限られない。）へのアクセスを通じて取得された情報、及び常識的に秘密として扱われるべき性質を帯びた他のあらゆる情報。
  - 9.5 **情報システムへのアクセス制限** 当社の情報システムへの本売主のアクセスは、当社によって承認された特定の情報システム、期間及び要員に限定され、当社の情報保護ポリシーの適用対象と



## 取引条件

なる。その他のいかなるアクセスも明示的に禁止されている。本売主は、かかる義務を遵守し、本注文書に基づいて付与されるアクセスにより、当社の情報システムの完全性と可用性が損なわれないことを保証する。当社は、本売主のコンプライアンスを検証するために本売主の監査を実施することができる。本売主は、本注文書に従って作業を行う各従業員、代理人又は再委託者が、本項に含まれる義務について知らされ、それらに拘束されることに同意していることを保証する。

**1 0. 個人情報**

- 10.1 当社は、本売主の個人情報を当社のウェブサイト[www.agilent.com](http://www.agilent.com) に掲載されるプライバシー・ステートメントに従って管理し、利用する。
- 10.2 本売主は、本サービスの提供に伴い個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報をいう。以下同じ。）の取り扱いを含む場合には、後掲の「個人情報の取扱いに係る附則」に従い個人情報を適正に扱い、保護するものとする。

**1 1. 反社会的勢力の排除**

- 11.1 各当事者は、自己及びその役員につき、以下のことを現在及び将来に亘り表明し保証する。
  - a) 反社会的勢力（以下で定義）ではないこと
  - b) 反社会的勢力の構成員ではないこと
  - c) 資金提供もしくは他の支援又は継続的取引など、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係がないこと
- 11.2 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他これらに類する団体をいう。
- 11.3 各当事者は、相手方が本条第1項の表明保証に違反した場合、事前の通知を要さず、本注文書を解除することができる。
- 11.4 前項の解除がなされたことにより相手方に損害などが生じた場合であっても、解除をした一方当事者はこれを賠償する責任を負わない。
- 11.5 本条第3項に基づいて本注文書を解除した一方当事者は、当該解除により生じた損害の賠償を相手方に請求できる。

**1 2. 法令遵守**

- 12.1 本売主は、適用される全ての法律、規則及び規定を遵守する。かかる一般原則を制限することなく、本売主は以下のことを保証する。
  - a) 環境に関する遵守 - 全ての本製品及びその包装は、環境に関する一般仕様書（The General Specification for the Environment [GSE] DWG A-5951-1745-1。なお、<http://www.agilent.com/environment/GSE.pdf> を参照）を含む、環境、衛生及び安全（EHS）に関する全ての適用法規を遵守する。
  - b) 化学物質 - 全ての本製品は政府規制又は貨物規制、及び化学物質に適用される要件に従って出荷される。必要な全ての材料安全データシート、化学物質安全データシート及びその他の製品含有情報は、本製品の出荷前又は出荷時に当社に提供され、完全かつ正確でなければならない。本売主は、要求に応じて製品材料の化学成分データを提供し、該当する製品化学物質の制限の遵守を確認するものとする。
  - c) 物質の分類 - 本製品又は本製品のあらゆる構成要素は全て、現行又は今後補正される合衆国法典第 42 編第 7671 条の米国法によって定義されている用語による「分類 I 物質」又は「分類 II 物質」を一切含有しておらず、また、現行又は今後補正される合衆国法典第 42 編第 7671 j (d) (2) 条の米国法の趣旨における分類 I 物質又は分類 II 物質のいずれかを使用する工程によって製造されたものではない。
  - d) 調達規則 - 米国政府との契約又は下請契約に基づいて当社が本製品及び本サービスを販売する場合、契約又は下請契約に挿入される米国の法律又は規則によって義務づけられる全ての適用調達規則が、本注文書に適用される。
  - e) C-TPAT - 本製品及び本サービスの提供に関連し、本売主は、Customs-Trade Partnership Against Terrorism (C-TPAT)に適合し、又はそれと同等のサプライチェーン・セキュリティ対策を講じる。当社から要求された場合、本売主は当社に証明書を提供することによりコンプライアンスを実証するものとする。
  - f) Supplier Code of Conduct - 本売主は、Agilent Supplier Code of Conductを遵守する。（[https://www.agilent.com/supplier/Agilent\\_Supplier\\_Code\\_of\\_Conduct.pdf](https://www.agilent.com/supplier/Agilent_Supplier_Code_of_Conduct.pdf) から入手可能）
- 12.2 その他の要求事項 当社は、合理的な要求をする限りにおいて、本注文書に関連のある一切の取引につき本製品及び本サービスの提供から 5 年間は、本売主のプロセス、帳簿、記録、会計実務及び前項 f) 号に記載する [Agilent Supplier Code of Conduct](#) の遵守状況をレビューする権利を有する。本売主は購入した全材料及びサービスの費用、他者に再委託した業務、並びに全ての人件費を含むところの、それらに限定されない全ての記録を保持しなければならない。かかる記録はすべて、一般会計原則に従って、かつそれらを容易に監査できる方法で、保持しなければならない。当社からの要求があった場合でかかる記録が提供されなかったときは、本注文書に対する重大な違反行為とみなす。

**1 3. 違反**

- 13.1 **本売主による違反** 本売主が本注文書のいずれかの規定に違反した場合、かかる違反についての通知を当社から受領後、実働日で10日以内に本売主がその違反を是正しない限り、当社は本注文書の全部又は一部を解除することができる。
- 13.2 **違反の定義** 前項において「違反」という用語には以下が含まれるがこれらに限定されない。a) 自発的か強制的かを問わず、本売主による、もしくは本売主に対する破産もしくは倒産手続、b) 本売主の同意の有無にかかわらず、管財人の指名もしくは債権者のための財産譲受人の指名、c) 要請に基づく当社への合理的履行保証の提供の不履行、又はd) その他本売主が本注文書を

遵守しないこと。

- 13.3 **解除** 上記規定に従い当社が本注文書の全部又は一部を解除する場合、当社は、当社が適切と判断する条件及び方法で代替製品又はサービスを調達することができ、本売主は要求に応じて、かかる代替製品又はサービスの購入に際して当社が負担した全ての追加費用を当社に支払う。
- 13.4 **権利及び救済** 本注文書に基づいて当社に付与される権利及び救済は、法律上利用可能な他の権利又は救済の追加として、これに制限又は影響を及ぼすものとしてではなく、付与される。

**1 4. 輸入／輸出に係る要求事項**

- 14.1 **一般的コンプライアンス** 本売主は、適用される全ての輸入及び輸出に係る要求事項を遵守し、要求により、本売主の遵守に関する情報又は証拠書類に加え、当社が本製品の受領に対して適用される要求事項を遵守する上で必要な他のあらゆる情報又は証拠書類を当社へ提出する。
- 14.2 **記録上の輸入業者** 本製品が輸入される場合、当社による別段の指定又は承諾がない限り、本売主は、可能な場合には、当社が記録上の輸入業者となることを認める。当社が記録上の輸入業者ではなく、本売主がその本製品に関して関税払戻し権を取得している場合、本売主は要求により、輸入を証明し、関税払戻し権を当社へ移転する上で、仕向け国の税関当局により要求される情報及び証拠書類を当社へ提出する。

**1 5. 雑則**

- 15.1 **譲渡禁止** 本売主は、当社の書面による事前の同意がない限り、自己の権利又は義務を譲渡できない。
- 15.2 **権利放棄** 本注文書のいかなる権利放棄も書面にて行う。かかる権利放棄は、他の条件に対する権利放棄、又は同じ条件の後の違反に対する権利放棄とみなされることはない。
- 15.3 **準拠法など** 抵触法の原則にかかわらず、本注文書は、本注文書に基づいて当社によって特定された「納入先」住所の州又は国の法律に従って解釈され、準拠する。かかる住所が日本国内である場合において、本注文書に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 15.4 **責任の制限** 法律によって許される最大限の範囲で、明示的な別段の規定がある場合を除き、いずれの当事者も、契約、不法行為又は他の法律理論に基づくあらゆる間接的、特別、付随的又は派生的損害賠償について責任を負わない。上記にかかわらず、本売主は、第9条、第10条及び第12条並びに人的損害に基づくあらゆる種類の損害賠償について責任を負う。
- 15.5 **非制限的な関係** 本注文書のいかなる規定も、当社が、本注文書に基づいて提供される本製品又は本サービスと同一又は類似の商品又はサービスを生産、販売又はマーケティングしたり、他の第三者から同一又は類似の商品又はサービスを購入したりすることを妨げるものと解釈されることはない。
- 15.6 **可分性** 管轄権のある当局が本注文書の条項を無効又は執行不能と判断した場合、かかる条項は、かかる無効又は執行不能を排除するために必要な範囲で解釈、制限又は必要に応じて分離され、本注文書上のその他の条項は依然有効なものとして留まる。
- 15.7 **付保** 本売主は、当社に本サービスを提供する場合には、第三者に対する人的損害及び財産的損害の賠償責任をカバーするものとし、それは、あらゆる法律、規則及び命令に適合したものである。本売主はまた、本売主の事業の態様及び規模と同程度の事業主体であるならば当該事業が行われる地域で加入することが商慣習上相当とされる追加的な保険も付保する。
- 15.8 **関係** 本注文書に含まれるいかなる内容も、パートナーシップ、合併、雇用関係又は本人と代理人の関係を構築することを意図したものではない。本注文書を履行する際、本売主及び再委託先は、当社の代理人又は代表としてではなく、独立した事業主体の立場で行動する。本注文書のいかなる内容も、当社と本売主の従業員又は本売主の再委託先の従業員との間の雇用又は共同雇用関係を構築又はその証拠となることを意図したものではない。

**個人情報の取扱いに係る附則**

(2022年4月1日改定)

**第1条 (定義)**

本附則において、「個人情報」、「個人データ」、「本人」などの用語は「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）による定義に従う。

**第2条 (法令遵守)**

本売主は、個人情報保護法、関係法令及び個人情報保護委員会などが策定する指針・ガイドラインを遵守する。なお、本売主は自己の事業分野に関する関係法令及び指針・ガイドラインに加えて、当社の事業分野に関する関係法令及び指針・ガイドラインについても遵守するものとする。

**第3条 (秘密保持)**

1. 本売主は、個人情報を善良な管理者の注意をもって管理し、当社の事前の書面による承諾なしに第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。
2. 本売主は、自己の従業員に対して、個人情報を他に漏らし、又は盗用してはならないことを周知徹底し、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行う。

**第4条 (目的外利用の禁止)**

本売主は、個人情報を本サービス履行の目的にのみ利用し、それ以外の目的で利用してはならない。

**第5条 (安全管理措置)**

1. 本売主は、個人情報へのアクセスを必要最小限の自己の従業員に限って認めるものとする。本売主はアクセス権を有しない者が、当該個人情報へアクセスすることができないよう適切な措置を講じる。本売主は、必要でない個人情報にはアクセスしてはならない。
2. 本売主は、個人データの漏えい、盗用、盗難、紛失、滅失、毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置）を

講じなければならない。

**第6条 (完了時の義務)**

1. 本売主は、第4条の目的による利用が完了したとき、本注文書が終了したとき、又は当社による要請がある場合には、当社の指示に基づき直ちに個人情報の全部又は一部の使用を中止し、本サービスに関連して取得した個人データの記録媒体を当社へ引き渡す。
2. 本売主は、前項による引渡しの完了後直ちに本サービスに関連して取得した個人データを格納した記録媒体及びその写し（バックアップなどの複製物を含む。）を復元できない手段により全て消去又は廃棄し、かかる消去又は廃棄が完了した旨の証明書を当社に提出しなければならない。

**第7条 (再委託の禁止)**

1. 本売主は、個人データの取扱いを含む業務については、当社の事前の書面による承諾なしに第三者に委託(以下「再委託」といい、再々委託以下の全てを含み、以下同様とする)してはならない。
2. 本売主は、個人データの取扱いを含む業務を第三者へ再委託することを希望する場合には、適用法令並びに本附則及び当社が定める基準を満たし、個人情報を適正に取り扱っていると認められる者を選定し、当該第三者に関する情報（所在国、名称、本店所在地、事業内容、事業規模、個人データの取扱実績など）、選定理由、再委託する業務の内容を書面により当社に通知し、当社の事前の書面による承諾を得なければならない。
3. 当社の事前の書面による承諾を得て個人データの取扱いの全部又は一部を第三者に再委託する場合には、本売主は個人データの取扱いに関して当該第三者（以下「再委託先」という）との間で本附則に記載された条件と同等の内容の契約を締結するとともに、必要かつ適切な監督を行う。
4. 再委託先が、当社が本売主へ取扱いを委託した個人データを漏えい、盗用するなど本附則に記載された条件に違反した場合には、本売主が本附則に違反したものととして、本売主は当社に対して責任を負うものとする。
5. 本売主は、当社が本売主へ取扱いを委託した個人データを日本国以外において保管又は管理してはならず、再委託先においては当社に通知した再委託先の所在国（なお当社と本売主との間で別途合意した場合にはその場所）以外において保管又は管理させないものとする。

**第8条 (個人情報管理責任者)**

1. 本売主及び当社は、それぞれ本サービスに関連する個人情報の取扱いに関する連絡、確認を行う個人情報管理責任者を書面をもって相手方に通知する。
2. 本売主及び当社は、本サービスに関連する個人情報の取扱いに関する連絡、確認などは原則として個人情報管理責任者を通じて行うものとする。
3. 本売主及び当社は、個人情報管理責任者を変更する場合は、事前に書面をもって相手方に通知する。ただし、事前に通知することができなかった場合は、変更後遅滞なく書面をもって相手方に通知する。

**第9条 (個人情報の取扱状況に関する報告)**

本売主は、本サービスの履行にあたり取り扱う個人情報の保管、処理及び消去・廃棄について、作業場所、作業監督責任者、バックアップデータの管理方法・保管期間、個人データの移送・通信方法、消去・廃棄手続きなどの取扱状況を随時当社に報告するものとする。本売主は本注文書の有効期間中、四半期に一度の頻度で当社に個人情報の取扱状況を報告するものとする。さらに本売主は、個人情報の取扱状況について重大な変更を行った場合には、その都度遅滞なく当社に対して報告するものとする。

**第10条 (監査)**

1. 当社は、本売主による本附則の遵守状況を確認するために、いつでも本売主及び再委託先における個人情報の取扱状況について、報告書その他の資料の提出を求めることができるとし、本売主はこれに協力する。
2. 当社は、前項の報告書その他の資料からでは十分な確認ができないと判断した場合には、本注文書の有効期間中、本売主及び再委託先の施設に立ち入り、本売主及び再委託先の個人情報の取扱いに関する安全管理措置の状況及び情報セキュリティに関する管理体制を随時監査できるものとする。
3. 前項による監査の結果、本売主又は再委託先における個人情報の取扱状況に関して本附則の条件が遵守されていないと当社が書面にて指摘した事項について、本売主はかかる書面の受領後2週間以内に改善計画を策定して当社に提出するものとする。

**第11条 (事件・事故発生時の通知義務)**

1. 本売主は、その取り扱う個人情報の漏えい、盗難、紛失、滅失、毀損その他の事件、事故の発生を知ったとき、又は個人情報の漏えい、盗難、紛失が発生したおそれがあると判断したときは、事件・事故発生の原因のいかににかかわらず、直ちにその旨を当社に報告しなければならない。
2. 本売主は、必要な場合には速やかに応急措置を講じたのち、遅滞なく詳細な報告及び対応策を当社に書面で提示する。本売主は、当社が当該書面その他の報告内容を公表し、又は影響を受ける可能性のある本人、当社の事業を所管する主務大臣その他の関係者に報告することを、予め承諾する。
3. 当社は、前項の書面の提出の前後にかかわらず、本売主に対応を指示することができ、本売主は、自己の費用をもって、直ちに当該指示に従った対応を行う。

**第12条 (本人などからの請求への対応)**

本売主は、その取り扱う個人情報の主体たる本人から個人情報につき開示・修正・追加・利用の停止もしくは消去の請求もしくは苦情の申し立てを受けた場合、又は行政機関、司法機関など、本人以外の第三者から個人情報などの提供を要請された場合には速やかに当社に通知し、当社の

## 取引条件

指示に従うものとする。

**第13条 (契約違反の場合の措置)**

1. 本売主が本附則の定めに違反した場合、当社は何らの催告手続きを要することなく書面による通知により、本注文書を解除することができる。
2. 本売主が本附則に違反したことにより当社が損害を被ったときは、本売主は当社が被った損害（合理的な弁護士費用を含む。）の全てを賠償するものとする。

**第14条 (存続)**

本附則は、本注文書と同じ期間に亘って共に存続する。ただし、本附則第3条（秘密保持）、第4条（目的外利用の禁止）、第6条（完了時の義務）、第11条（事件・事故発生時の通知義務）及び第13条（契約違反の場合の措置）は本注文書が効力を失った後も、引き続き効力を有するものとする。

以下余白